

議案第 号

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）5月22日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例  
職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和29年条例第9号)新旧対照表

現行	改正案
(休職の効果) 第3条 (略) 2・3 (略) <u>4 前3項の規定による休職期間が満了したときは、自然退職とする。</u>	(休職の効果) 第3条 (略) 2・3 (略)

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 職員の分限の手續及び効果に関する条例の改正概要

1 改正概要

条例第3条第4項において「前3項の規定による休職期間が満了したときは、自然退職とする」と定めているが、休職の期間が満了した場合は復職するものであり、そのうえで当該職員が地方公務員法第28条第1項第2号に該当するときには分限免職となるため、条例第3条第4項を削除するべく条例の一部を改正するものです。

(参考)

■ 職員の分限の手續及び効果に関する条例

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、回条第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内)において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 前3項の規定による休職期間が満了したときは、自然退職とする。

■ 地方公務員法

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 施行日

公布の日から